

序章 計画の前提

1. 都市計画マスタープランとは

(1) 目的と役割

都市計画マスタープランは、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来像をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備の方針を明らかにした都市計画に関する最も基本的な計画です。

これを行政と市民が共有し、具体的なまちづくりとして実現していくものです。

今回策定した第3次豊川市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）は、第6次豊川市総合計画や愛知県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を踏まえて、豊川市（以下「本市」という。）の都市の将来像や土地利用を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、本市における都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。

(2) 法令根拠

都市計画法第18条の2 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

(3) 位置づけ

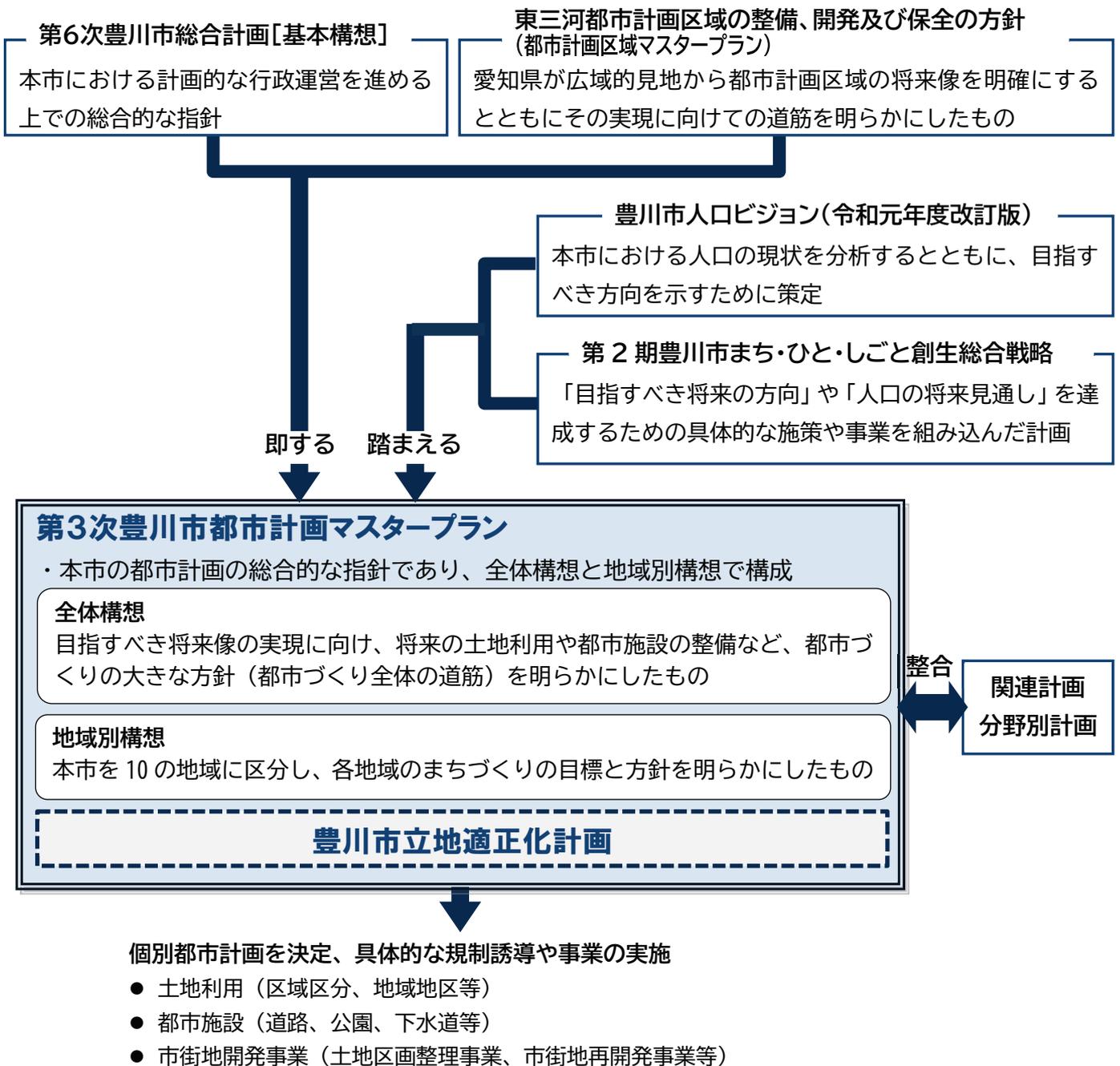
本計画の上位計画としては、第6次豊川市総合計画や愛知県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」などがあります。

本計画は、これらの上位計画に即し、将来のまちづくりの方針を明らかにするもので、令和12年度の目標年次に対応した「全体構想」と「地域別構想」により構成します。

全体構想は、都市全体の将来ビジョンや土地利用及び都市施設のあり方などを示すものです。また、地域別構想は、地域ごとの市街地像やまちづくりの考え方、整備の内容、方策などを示すものです。そして、土地利用、道路・公園などの都市施設の配置、市街地の整備・改善といった個別の都市計画に関する事項については、本計画に基づいて、具体的なまちづくりを展開していくこととなります。

また、本計画に掲げた都市づくりの目標や将来都市構造を具体化するための居住や都市機能の誘導にあたっては、本計画の一部となる豊川市立地適正化計画により、具体的な取組み方針を明らかにします。本市における今後の課題への対応を踏まえて、都市づくりの方向性を整理し、基本理念や将来都市像をもとに本市の都市づくりの目標を導き出します。

図 本計画の位置づけ



2. 上位計画の概要

(1) 第6次豊川市総合計画

第6次豊川市総合計画は、これまでに築かれたまちの豊かさを受け継ぎながら、限られた財源を有効活用し、効率的で堅実な行政運営と、市民と行政の連携や協働といった、今後のまちづくりの方向性や手段を市民と行政が共有し、一緒に歩いていくための指針として策定されたものです。

【まちの未来像】



【基本方針】

基本方針1 定住・交流施策を進めます

本市の持続的な発展を支えるため、これまでに築かれたまちの住みやすさと豊川ならではの魅力を高め、多くの人に選ばれ、住んでもらい、訪れてもらうことが重要です。少子高齢化への的確な対応や人口減少の抑制を図る定住施策と、来訪者を増やして地域の活力の増進を図る交流施策を進めることで、まちづくりの効果を高めます。

基本方針2 シティセールスを進めます

多くの人に住んでもらい、訪れてもらうため、豊川ブランドを確立するとともに、魅力ある地域資源のみならず、市民の健やかな暮らしを支えるあらゆる行政分野の取組みについても、市内外にしっかりと伝えることが重要です。市民とともにオール豊川でまちの様々な魅力や取組みを全国発信するシティセールスを進めることで、まちづくりの効果を高めます。

基本方針3 市民協働を進めます

多様化する市民ニーズに的確に対応するため、市民や事業者などの発想と想像力を生かした公共サービスが求められており、市民や事業者などと行政が互いのよいところを持ち寄って、一緒にまちづくりを進める市民協働が重要です。地域力が高い本市の特徴を生かし、市民や町内会、市民活動団体、事業所と行政が、互いの役割と責任を明確にして連携する市民協働を進めることで、まちづくりをしっかりと支えます。

基本方針4 行政経営計画を進めます

平成の合併効果を受け継ぎ、市民とともに行政資源を最大限に活用し、質の高い行政サービスを提供していくため、経営的な視点に立って、効率的で効果的な行政運営をさらに進めることが重要です。市民との協働と、それに必要な情報共有に努めるとともに、行政運営の柱となる財政力、組織力、人材力を高める行政経営改革を進めることで、まちづくりをしっかりと支えます。

(現時点での案 第6次豊川市総合計画(改訂中))

(2)豊川市人口ビジョン(令和元年度改訂版)(令和2年3月)

豊川市人口ビジョンは、国が定めた「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と地方創生のための基本方針や施策の方向をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受け、本市における人口の現状を分析するとともに、目指すべき方向を示すために策定するものです。

【人口の将来見通し】

目指すべき将来の方向に基づく施策を推進することで、令和42年(2060年)において人口17万人程度の維持を目指します。



※社人研:国立社会保障・人口問題研究所

(3)第2期豊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略(改定版)

(令和2年3月)

第2期豊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、豊川市人口ビジョン(令和元年度改訂版)に定める「目指すべき将来の方向」や「人口の将来見通し」を達成するために、国・県の総合戦略を勘案しつつ、本市の最上位計画である第6次豊川市総合計画と連動した具体的な施策や事業を組み込んだ計画です。

【基本目標】

基本目標① しごとづくり

中小企業などの経営基盤強化や創業・起業、未来技術の実装への支援、若者層の就業支援、人材育成支援、農業・商業の経営・生産性の向上など、質の高い「しごとづくり」に取り組めます。

基本目標② ひとの流れづくり

製造業を軸とした魅力ある企業の集積を図りつつ、既存企業の機能強化を図ります。

また、地域資源を国内外に積極的に発信し、本市へ「ひと」を呼び込む流れをつくります。

基本目標③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、誰もが活躍できる地域社会づくり

若い世代が将来に不安なく結婚し、希望する時期に安心して出産や子育てができる「子育てしやすい豊川市」といわれるような環境をつくとともに、誰もが活躍できる地域社会をつくります。

基本目標④ 安全で快適に暮らせるまちづくり

高齢化に伴う人口減少社会を迎える中、誰もが安心して健やかに暮らし続けることができる、安全で快適に暮らせる「まち」をつくります。

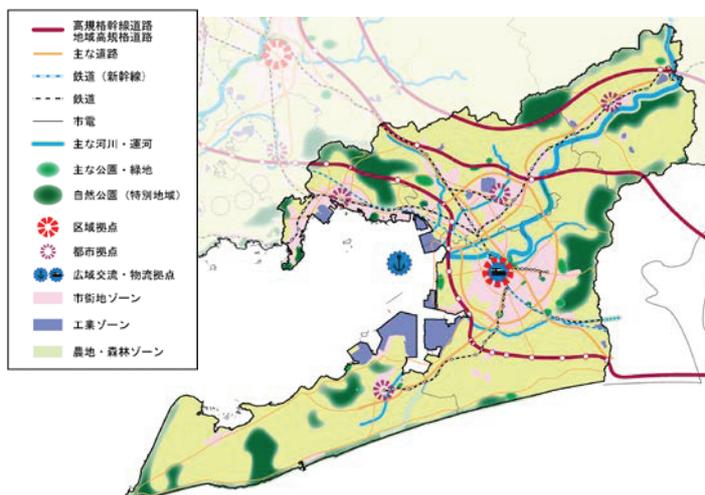
(4)東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成31年3月)

【都市づくりの基本理念】

自然や歴史を活かし、多様な産業が生まれ、 豊かな暮らしを実感できる都市づくり

「元気」豊かな自然や歴史を活かし、三河港臨海部を中心に集積した工業、県内で最も盛んな農業、レクリエーション・温泉などの観光資源など、多様な産業が育まれる都市づくりを進めます。

「暮らしやすさ」まちなかから郊外の暮らしに至るまで、都市機能や生活利便性、地域のコミュニティを維持しながら、豊かな暮らしを実感できる都市づくりを進めます。



【都市づくりの目標】

①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた主な目標

- 主要な鉄道(軌道)駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。
- 都市機能が集積した拠点及びその周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指します。

②リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた主な目標

- 豊川稲荷をはじめとする歴史・文化資源、ラグーナ蒲郡地区をはじめとするレクリエーション資源や豊かな自然環境などの多様な地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を目指します。
- リニア開業による首都圏との時間短縮効果を全県的に波及させるため、県内都市間、都市内における交通基盤の整備を進め、質の高い交通環境の形成を目指します。

③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた主な目標

- 自動車産業をはじめとする既存産業の高度化や次世代産業の創出、新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指します。
- 経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進します。

④大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた主な目標

- 災害危険性が高い地区では、災害リスクや警戒避難体制の状況、災害を防止・軽減する施設の整備状況などを総合的に勘察しながら、土地利用の適正な規制と誘導を図るとともに、道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進し、市街地の災害の防止または軽減を目指します。

⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた主な目標

- 中央部や南部の農地、北部から東部、渥美半島南部の樹林地などの緑地では、無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全します。

3. 策定の必要性

前計画（豊川市都市計画マスタープラン（平成 28 年度改訂版））は、平成 22 年度に策定、その後、第 6 次豊川市総合計画の策定などを受け、平成 28 年度に改訂を行い、目標年次を令和 2 年度としています。

その間、国における都市再生特別措置法の改正（立地適正化計画制度の創設）やまち・ひと・しごと創生法の制定に伴い、本市では、「豊川市人口ビジョン」、「豊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「豊川市立地適正化計画」を策定しました。

愛知県では平成 30 年度、上位計画となる東三河都市計画区域マスタープランの改訂が行われました。

こうした上位計画などの改訂や社会情勢などの変化を踏まえつつ、国が掲げる「集約型都市構造（コンパクト＋ネットワーク）」の考え方に基づく都市構造を確立するとともに、本市の現況分析を踏まえた都市づくり上の課題に適切に対応するため、第 3 次豊川市都市計画マスタープランの策定を行いました。

4. 本市における都市計画マスタープランの策定の変遷

本市の都市計画マスタープランは、平成 8 年度に第 1 次となる豊川市都市計画マスタープランを策定し、その後平成 22 年度に目標年次を令和 2 年度とした第 2 次豊川市都市計画マスタープランを策定しました。中間年次となります平成 28 年度に見直し改訂を行い、今回、第 3 次豊川市都市計画マスタープランを策定しました。



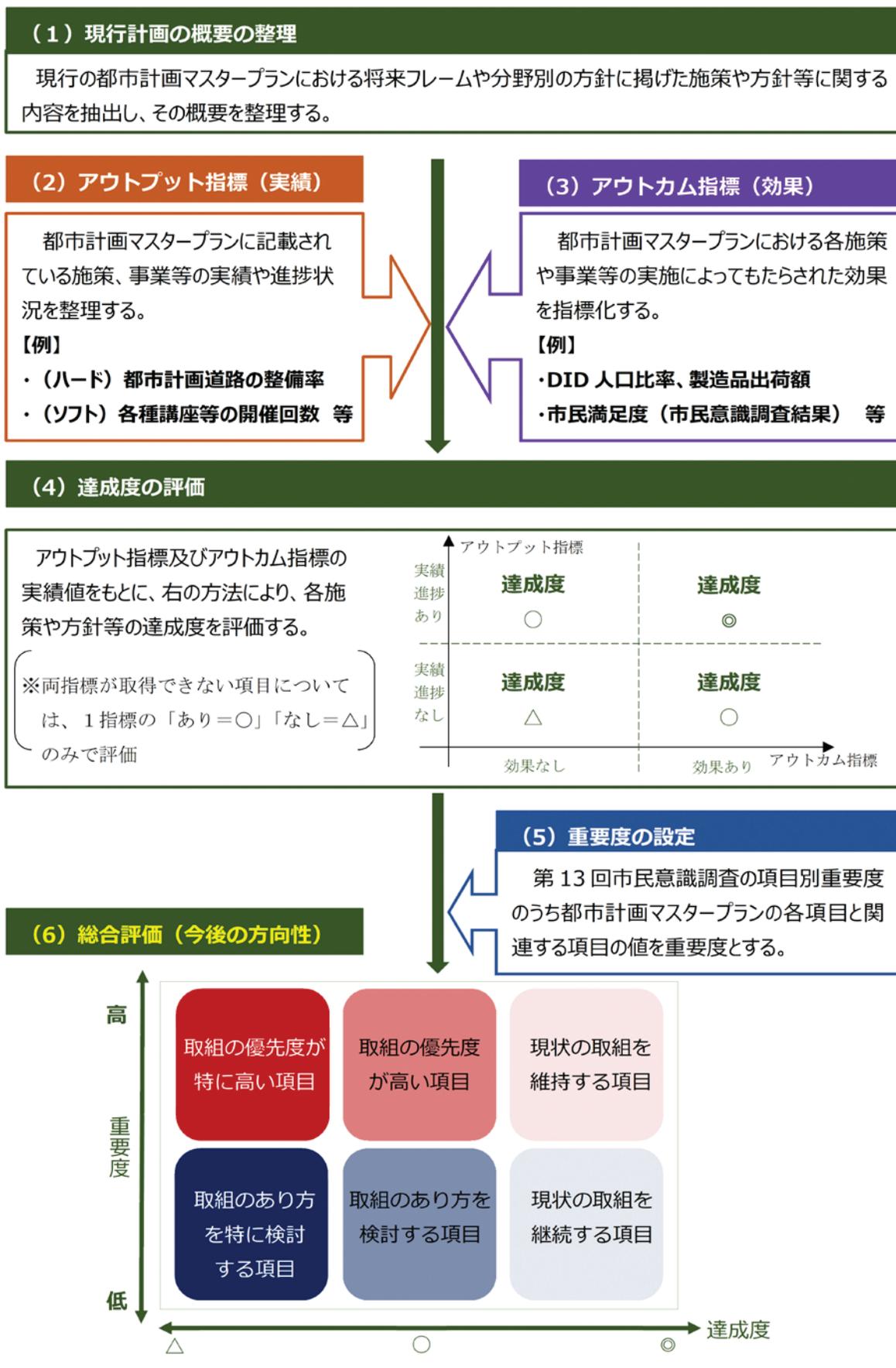
5. 計画の目標年次

令和 12 年度

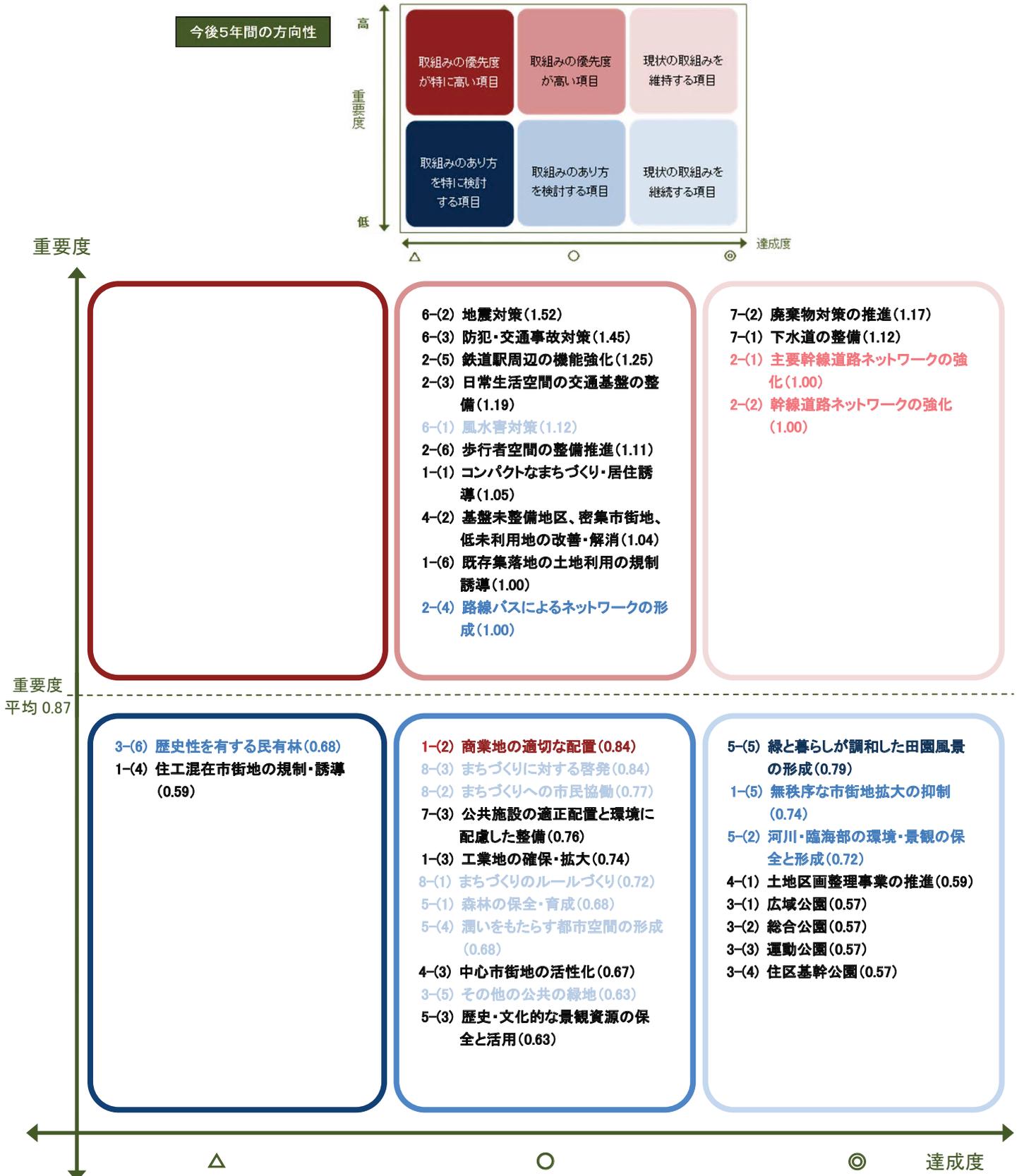
本計画は、概ね 20 年後の都市の姿（将来都市像及び都市づくりの目標）を展望しつつ、10 年後の令和 12 年度（2030 年度）を目標年次として、人口及び市街地の将来見通しや将来都市構造を定めるとともに、土地利用や都市施設整備などに関わる都市づくりの方針を定めます。

6. 前計画の評価

前計画に掲げた施策や方針などについて、以下の手順に沿って実績把握と評価を行いました。



達成度の高い施策が約9割（33/35）を占めます。一方、「歴史性を有する民有林」、「住工混在市街地の規制・誘導」は達成度が低く、取組みのあり方を特に検討する必要がある施策であると判断されます。



※指標については、平成27年から平成30年までの実績に基づき算出。

※文字の色は前回（H29.3）検証結果時の評価項目を示す。なお、黒色は評価項目に変化がないことを表す。

7. 市民アンケート調査

(1) 調査の目的

本調査は、市民の意向を反映した都市計画マスタープラン策定に向けて、お住まいの地域の現状や今後のまちづくりで重視すべきことなど、広く市民の考えや意見を把握することを目的として行ったものです。

(2) 調査の概要

- ・調査地域：豊川市全域
- ・調査対象：豊川市に在住する18歳以上の男女
- ・配布数：2,000通
- ・抽出方法：無作為抽出
- ・調査方法：郵送配布－郵送回収
- ・調査期間：令和元年7月12日～令和元年7月31日

(3) 回収状況

- ・配布数：2,000通
- ・回収数：1,075通
- ・回収率：53.8%

(4) 標本誤差

- ・本調査では、1,075人から回答を得ていますが、これがどの程度の精度を持った回答結果であるかを示す指標として「標本誤差」があります。
- ・本調査における標本誤差の範囲は、信頼度95%とした場合、次表のように算出されます。基準値からの比較などには、次表を加味してご覧ください。

表 標本誤差の早見表（信頼度95%）

回答数	回答比率				
	10%または90%	20%または80%	30%または70%	40%または60%	50%
1,075	±1.4%	±1.9%	±2.2%	±2.3%	±2.4%

- ・この表は、例えば「回答比率が60%であった場合、この回答比率の誤差の範囲は±2.3%以内（57.7%～62.3%）である」とみることができます。

(5) 回答結果

- ・回答結果については、巻末の資料編をご覧ください。

